

農地を守り、活かし、 未来へつなぐ

地域農業の未来像「地域計画」に基づき農地集積を進めます



農地貸借手続き

山口県農地中間管理機構

公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部

農地中間管理機構とは？

農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める意欲ある担い手(受け手)へ農地の集積と集約化を支援している組織です。

山口県では、(公財)やまぐち農林振興公社がこの事業を行う組織として、知事から指定を受けています。

農地中間管理事業の趣旨

地域の未来を見据えた農地の集積・集約化を図ります。

担い手の経営農地が分散している地域や、担い手が高齢化した地域では、「地域計画」に基づき地域の中心となる「担い手」に農地を集積・集約化していきましょう。

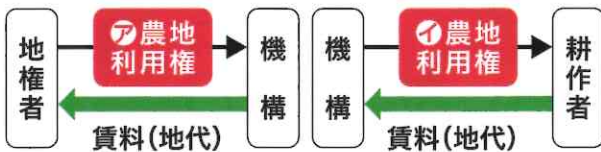
農地利用の効率化・集約化のため、「地域計画」のブラッシュアップに向け地域で話し合うことで…



農地貸借の手続き方法

「2段階方式(従来方式)」か「一括方式(3者契約)」を選択します。

① 2段階方式 農地中間管理権の取得と耕作者への貸付を2つの促進計画で行います。



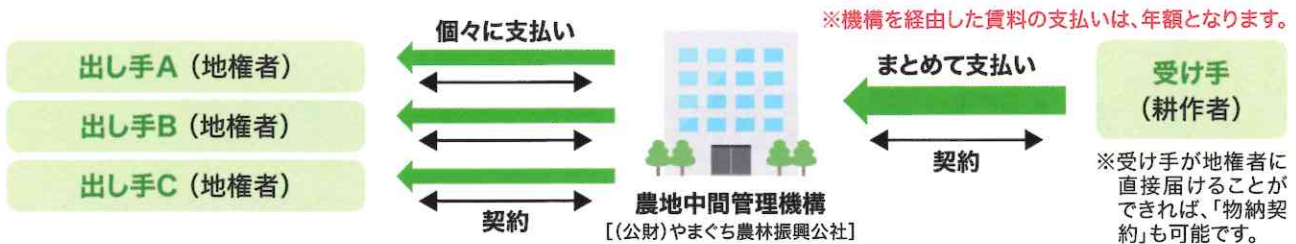
概要

- ・ ②の農地利用権は、各市町で随時設定
- ・ ①の農地利用権は、基本年4回で設定
- ・ 契約設定期間は、基本10年
- ・ 賃料の徴収・支払は機構を経由して実施

①: 担い手への集積・集約化が加速化

地権者と機構との契約②はそのままに、機構から耕作者への契約①を変更することで、スムーズに利用権が移行できます。

②: 賃借料支払いの効率化



③:事業活用の対象農地に

集積した農地は担い手に集積・集約するための事業（基盤整備事業等）の対象となります。

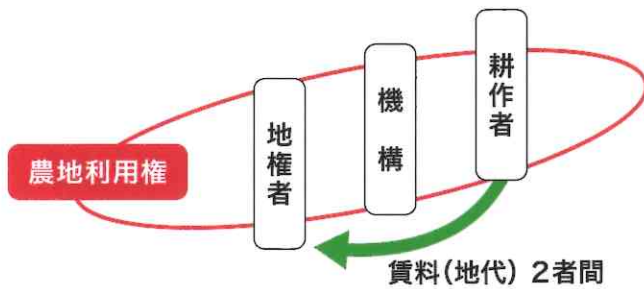
④:遊休農地等の簡易な整備作業が可能

直ちに耕作できない遊休農地等を受け手が借りる前に、農地を耕作可能な状態にするために必要な作業を次の事業により行うことができます。作業内容は簡易なものとなっていますので、農地改良や水路の補修等の大規模な作業は対象外です。

- 遊休農地解消対策事業：遊休農地(緑判定)に対する、草刈り、耕耘等簡易な作業(事業費の上限は4.3万円/10a)で、耕作者自らが作業を請け負うことができます。
- 借受農地管理等事業：新規就農者等の耕作者に貸し付けるまでの短期の間(6か月～1年)、草刈り・耕耘等の維持管理作業を、機構が第三者に委託します。

② 一括方式(3者契約)

農地中間管理権の取得と耕作者への貸付を1つの促進計画で行います。



概要

- ・農地利用権は、各市町で随時設定
- ・契約設定期間は、短期も可
- ・賃料は、地権者と耕作者間で直接支払い

①:手続きが迅速

これまでの「相対契約」と同じ手続きで利用権設定が完了。（2段階方式に比べ手続きが少ない）

②:賃料の受け渡しが直接できる

毎年相手の条件を確認しながら支払いができる。

「附属物」のある農地の手続きの留意点

※「附属物」とは果樹・施設等農地附属物

利用権設定は、**農地のみが対象で附属物は含まれておらず、農地の返還に伴う附属物の撤去等原状回復は、耕作者と地権者の当事者間で合意・確認・実施することが必要**となります。このため、以下のことに留意して進めることが必要となります。

- 地権者、耕作者がお互いに契約事項(原状回復の内容)を理解しているか確認します。
- 2段階方式は、原状回復に係る具体的な対応を事前に確認し関係書類を公社へ提出します。
一括方式は、関係書類の提出は必要ありませんが、地権者と耕作者で2段階方式と同様に事前に確認しておくことが必要です。

※「原状回復」とは、契約解約時又は契約満了時に再契約を行わない場合、契約開始時に合意した条件どおりの農地の状態に戻して返すこと。例えば果樹や施設を撤去して、借りた時と同じ状態にすること。

「賃料」手続きの留意点

機構を経由した賃料の徴収・支払い手続きは年額となります。そのため、賃料支払の開始年度と終了年度及び金額を、地権者と耕作者で契約時に協議して決定し、お互いにしっかり確認しておくことが必要です。

市町・農業委員会のお問い合わせ担当窓口

市町	担当窓口	TEL	
下関市	農林水産振興部 農業振興課	083-231-1228	
	菊川総合支所 建設農林課	083-287-4008	
	豊田総合支所 建設農林課	083-766-2755	
	豊浦総合支所 建設農林水産課	083-772-4030	
	豊北総合支所 建設農林水産課	083-782-1927	
下関市農業委員会		083-223-6536	
北部支局		083-766-2729	
宇部市	産業経済部 農業振興課	0836-34-8563	
宇部市農業委員会		0836-34-8731	
山口市	農林水産部 農業振興課	083-934-2891	
	南部農林振興事務所	083-973-2457	
	阿東農林振興事務所	083-956-0984	
	徳地農林振興事務所	0835-52-1115	
山口市農業委員会		083-934-2882	
萩市	農林水産部 農政課	0838-25-4192	
	川上総合事務所 産業振興部門	0838-54-2121	
	田万川総合事務所 産業振興部門	08387-2-0300	
	むつみ総合事務所 産業振興部門	08388-6-0211	
	須佐総合事務所 産業振興部門	08387-6-2219	
	旭総合事務所 産業振興部門	0838-55-0213	
	福栄総合事務所 産業振興部門	0838-52-0121	
	萩市農業委員会		0838-25-3405
	防府市	産業振興部 農林水産振興課	0835-25-2358
	防府市農業委員会		0835-25-2146
下松市	地域振興部 農林水産課	0833-45-1844	
下松市農業委員会		0833-45-1877	
岩国市	農林水産部 農林振興課	0827-29-5113	
	由宇総合支所 農林建設課	0827-63-1114	
	周東総合支所 農林課	0827-84-1117	
	錦総合支所 農林建設課	0827-72-2116	
	美和総合支所 農林建設課	0827-96-1112	
岩国市農業委員会		0827-29-5230	

市町	担当窓口	TEL
光市	経済部 農林水産課	0833-72-1494
光市農業委員会		0833-72-1502
長門市	農林水産課 農業振興班 (市役所 本庁舎)	0837-23-1237
	農林水産課 農業振興班 (農地集積担当)	0837-37-2113
	三隅支所	0837-43-0080
	日置支所	0837-37-2182
	油谷支所	0837-32-1198
長門市農業委員会		0837-23-1165
柳井市	経済部 農林水産課	0820-22-2111代
柳井市農業委員会		0820-22-2111代
美祢市	建設農林部 農林課	0837-52-1115
美祢市農業委員会		0837-52-5241
周南市	産業振興部 農業振興課	0834-22-8356
周南市農業委員会		0834-22-8574
山陽小野田市	経済部 農林水産課	0836-82-1152
山陽小野田市農業委員会		0836-71-1645
周防大島町	産業建設環境部 農林水産課 (久賀庁舎)	0820-79-1002
周防大島町農業委員会		0820-79-1002
上関町	産業観光課	0820-62-0360
上関町農業委員会		0820-62-0360
田布施町	経済課	0820-52-5805
田布施町農業委員会		0820-52-5802
平生町	産業課	0820-56-7117
平生町農業委員会		0820-56-7117
阿武町	農林水産課	08388-2-3114
阿武町農業委員会		08388-2-3114
和木町	住民サービス課	0827-52-2194

【県域窓口】 山口県農業振興課(083-933-3375) 一般社団法人山口県農業会議(083-923-2102)

県農林(水産)事務所・市町・農業委員会・JA等関係機関と連携をとりながら進めています。

農地中間管理事業に関するお問い合わせ・ご相談は

山口県農地中間管理機構 (公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部)

TEL 083-924-0067

〒753-0021 山口市桜島三丁目2番1号 FAX 083-924-5719

E-mail: nouchi@y-agreen.or.jp

詳しくは、公式ホームページをご覧ください

山口県農地中間管理機構

検索

